

災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と宗教法人傳通院（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災スマートフォン 防災行政無線の放送内容等を受信できる甲のアプリケーションが搭載されたスマートフォンをいう。
- (2) 一時滞在施設 災害時において区民等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものが一時的に滞在する施設をいう。
- (3) 二次的な避難所 災害時において、甲が開設し、管理し、及び運営する避難所の避難スペースに不足が生じ、当該避難所に避難した区民等の受け入れが困難な場合に、新たに当該区民等を受け入れる場所をいう。

（協力内容）

第3条 甲及び乙は、次項から第9項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲及び乙は、災害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該災害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 甲は、乙に対し、次項に規定する乙の施設内に設置する戸別受信機又は防災スマートフォンを貸与し、災害時に当該機器を通じて甲の情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時滞在施設又は二次的な避難所として、甲に提供するものとする。
- 5 乙は、災害時において一時滞在施設又は二次的な避難所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- 6 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するよう努めるものとする。
- 7 乙は、災害時において一時滞在施設又は二次的な避難所に受け入れた区民等（以下「避難者」という。）に、備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- 8 甲は、前項の規定により乙が提供する備蓄物資が不足する場合その他必要があると認められた場合は、避難者に対し、甲の所有する備蓄物資を提供するものとする。

9 第 2 項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

(対象施設、受入可能人数等)

第 4 条 前条第 4 項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
傳通院	文京区小石川三丁目 14 番 6 号	織月会館 1 階	100 人

2 乙施設に区民等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを区民等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。

(協力要請)

第 5 条 甲が第 3 条第 4 項、第 5 項又は第 9 項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。この場合において、甲は、乙に対し、電話等の通信手段によりその旨を併せて通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(一時滞在施設又は二次的な避難所の開設等)

第 6 条 乙は、災害時において甲から第 3 条第 4 項及び第 5 項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該乙施設を甲に提供する。

2 甲は、一時滞在施設又は二次的な避難所を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。

3 甲は、前項の規定により一時滞在施設又は二次的な避難所を開設するときは、乙の業務等の妨げとならないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙施設を一時滞在施設又は二次的な避難所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該一時滞在施設又は二次的な避難所を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第 7 条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 第 3 条第 3 項の規定により貸与する戸別受信機又は防災スマートフォンの設置に要する費用

(2) 一時滞在施設又は二次的な避難所の開設、管理及び運営に要する費用

(3) 第 3 条第 7 項の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の購入に要する費用

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第 1 項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第 8 条 一時滞在施設又は二次的な避難所の開設期間は、災害時から起算して 7 日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、1 回につき 7 日を限度として、当該期間を延長することができる。

2 乙は、第6条第1項の規定により甲に提供した乙施設を、宗教活動の再開等により使用する場合は、甲に対し、一時滞在施設又は二次的な避難所の閉鎖を申し出ることができるものとする。

3 前項の規定による申出があった場合は、甲は、乙の指定する期日までに一時滞在施設又は二次的な避難所を閉鎖するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設又は二次的な避難所を閉鎖するときは、乙施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲は、避難者以外の者に係る個人情報を乙施設から持ち出してはならない。

2 乙は、この協定に基づく区民等の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和3年9月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区小石川三丁目14番6号
乙 宗教法人傳通院
代表者 代表役員 麻生 諦善